

資料 7 2 - 2

令和3年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

(諮問第1211号)



諮問第 1211 号
令和 3 年 3 月 22 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良太

諮 問 書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 衣川 和秀）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき令和 3 年用として発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金に関し、お年玉法第 7 条第 3 項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第 4 項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第 5 項の規定に基づく認可の申請が、別添のとおりあった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、お年玉法の規定に適合していると認められる。

よって、お年玉法第 7 条第 5 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮問する。

審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった、「2021 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|---|------|--|
| <p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p> | 適 | <p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること ・左記イの費用として、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること <p>から妥当なものとして認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用 （イ）金額 15,711,095 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 4,070,629 円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、27,658,360 円だが、ここではお年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 271,375,310 円の 100 分の 1.5 に相当する額：4,070,629 円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p> |
| <p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 （お年玉法第 7 条第 3 項関係）</p> | 適 | <p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「形式審査」として、申請団体が団体要件を満たしていること等を審査していること |

| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|---|------|--|
| | | <p>・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性等）を審査し、得点を算出するなどして優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること</p> <p>から、その審査内容は適正であると言え、妥当であると認められる。</p> |
| <p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 （お年玉法第7条第4項関係）</p> | 適 | <p>会社から配分団体に宛てられる「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p> |
| <p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 （お年玉法第7条第4項関係）</p> | 適 | <p>会社から配分団体に宛てられる「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p> |

2020-日総第 0125 号

2021 年 2 月 19 日

総務大臣

武田 良太 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

衣川 和秀

2021 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及び
お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に
基づき、2021 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付
郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければ
ならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受け
たいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

2021年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 177団体 配分額総額 310,539,000円

(1) 一般助成 (153団体 241,528,000円)

① 社会福祉の増進を目的とする事業 (118団体 199,622,000円)

| 配分団体 | | | 使途内容 | 配分額 (円) |
|--|----------|--------------------------------|--|------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| 公益社団法人 北海道ろうあ連盟 | 060-0002 | 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道立道民せ活動センター4階 | 聴覚障害者の情報保障及び福祉向上のために必要な機器の整備を図る事業 | 402,000 |
| NPO法人 札幌チャレンジド | 060-0807 | 北海道札幌市北区北7条6丁目1北苑ビル2階 | 視覚障がいの中高生のためのパソコン活用によるQOL向上促進事業 | 500,000 |
| 社会福祉法人 共友会 | 063-0061 | 北海道札幌市西区西町北15丁目5番7号 | 多機能型「札幌福祉印刷・福の木・ぐれいす」施設利用者の日中活動充実のための建物改修事業 | 4,500,000 |
| 社会福祉法人 クビド・フェア | 068-0833 | 北海道岩見沢市志文町301番地 | 就労継続支援B型利用者の工賃の向上及び一般就労へ繋げるための厨房機器導入事業 | 2,430,000 |
| 社会福祉法人 美瑛町社会福祉協議会 | 071-0202 | 北海道上川郡美瑛町南町1丁目5番5号(美瑛町福祉センター内) | 地域住民のサロン参加促進のための車両整備事業 | 1,200,000 |
| 社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会 | 073-1103 | 北海道樺戸郡新十津川町字中央307番地1 | 高齢者健康教室すまいるあつぷの拡大を目的とした移動車両の追加配備事業 | 1,120,000 |
| NPO法人 太陽の園 | 013-0064 | 秋田県横手市赤坂字仁坂105-1 | 障害者の日中活動等の通所サービスにおける支援のための福祉車両整備事業 | 1,522,000 |
| NPO法人 えき・まちネットこまつ | 999-0121 | 山形県東置賜郡川西町大字上小松1644番地 | アフターコロナ時代に挑戦する高齢世代が孫世代と創る多世代共生のまちなか支え合い事業 | 3,500,000 |
| NPO法人 仙台傾聴の会 | 981-1232 | 宮城県名取市大手町5丁目6-1 | 「自死予防」のための「電話相談」事業の拡充 | 500,000 |
| 社会福祉法人 つどいの家 | 984-0838 | 宮城県仙台市若林区上飯田1-17-58 | 重度の知的しょうがいのある人が利用する送迎事業及び社会参画活動 | 2,000,000 |
| NPO法人 アンソレイユ | 987-0513 | 宮城県登米市迫町北方字大洞118-99 | 入浴サービスの質の向上を図り、もって地域の福祉増進に寄与する事業 | 570,000 |
| NPO法人 ふくしま成年後見センター | 960-8111 | 福島県福島市五老内町6番4号フジコーポラス101 | 判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見、たすけあい及び生きがい支援事業 | 500,000 |
| 社会福祉法人 やまと会 | 963-7847 | 福島県石川郡石川町字古館322-2 | 新型コロナウイルス感染症等の各種感染症の感染防止対策として送迎中車両内の密を避けるための車両増備事業 | 1,663,000 |
| 社会福祉法人 南会津町社会福祉協議会 | 967-0004 | 福島県南会津郡南会津町田島字中町甲3918番地1 | 相談支援事業に使用する訪問車両購入事業 | 901,000 |
| NPO法人 農・出合いの里 | 301-0004 | 茨城県龍ケ崎市新馬町2693番地 | 利用者の工賃向上のための有機農産物販売所兼作業所設置事業 | 1,584,000 |
| 社会福祉法人 保内園 | 319-3552 | 茨城県久慈郡大子町矢田1251 | 大雨での川の増水や氾濫による敷地内への流水を防止するためのフェンス・ブロック塀設置事業 | 2,880,000 |
| 更生保護法人 尚徳有隣会 | 320-0864 | 栃木県宇都宮市住吉町10番16号 | 施設利用対象者(特に高齢・障がい者)のための車両更改事業 | 787,000 |
| 一般社団法人 心んケアハウス | 321-0961 | 栃木県宇都宮市今泉新町8-2 | 利用者の自立支援のための手すり設置改修事業 | 500,000 |
| 社会福祉法人 大門福祉会 | 321-0968 | 栃木県宇都宮市中今泉3丁目16番37号 | デイサービス施設におけるご利用者送迎用車両の更改事業 | 1,700,000 |
| 更生保護法人 栃木明徳会 | 328-0032 | 栃木県栃木市神田町3-14 | 被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両更改事業 | 801,000 |
| 社会福祉法人 たかはら学園 | 329-1573 | 栃木県矢板市越畑226番地 | 送迎時間の短縮及びサービスの質の向上のための車両配備事業 | 1,300,000 |
| 社会福祉法人 すぎのこ会 | 329-4301 | 栃木県栃木市岩舟町鷲巣302番地1 | 施設利用者の衛生管理向上のための業務用洗濯機・乾燥機整備事業 | 2,000,000 |
| 社会福祉法人 ゆずりは会 | 370-3573 | 群馬県前橋市青梨子町668番地2 | 施設利用者の工賃アップのための作業用洗濯機拡充事業 | 2,000,000 |
| NPO法人 このまちで暮らす会 | 330-0075 | 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-7-33-1-206 | 埼玉県に暮らす一人暮らしの高齢者の孤立を防ぐための『安心電話』事業 | 700,000 |
| NPO法人 Education in Our selves 教育を軸に子どもの成長を考えるフォーラム | 336-0026 | 埼玉県さいたま市南区辻5-6-12-408 | 「発達障害」の時系列情報(親子の成長記録)を共有する連続セミナー開催事業 | 950,000 |

| 配分団体 | | | 使途内容 | 配分類 (円) |
|-----------------------------|----------|--------------------------------|--|------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| 社会福祉法人 あげぼの学園 | 350-0443 | 埼玉県人間郡毛呂山町長瀬398-5 | あげぼの学園の園児のための園外活動送迎車導入事業 | 1,000,000 |
| NPO法人 マイムマイム | 350-0463 | 埼玉県人間郡毛呂山町前久保南1-27-8 | 農作業の効率アップ及び不備、危険箇所の改善のため老朽化したカーポート改裝物置の改修工事 | 616,000 |
| NPO法人 東葛市民後見人の会 | 270-1151 | 千葉県我孫子市本町3番地2番1アビイマンション718号 | ひきこもり当事者とその家族の社会的孤立を防止し社会復帰するためのアウトリーチと居場所づくり | 483,000 |
| NPO法人 市民後見センター印旛 | 270-1515 | 千葉県印旛郡栄町安食台四丁目20番12号 | 市民後見人による認知症、高齢者、障害者のための成年後見制度事業 | 400,000 |
| NPO法人 いちかわ市民文化ネットワーク | 272-0834 | 千葉県市川市国分7-12-5 | 障害者就労青年の癒しと活力を産み出すための交流拠点「いるんおるん・カフェ」事業 | 500,000 |
| NPO法人 コスモスの花 | 289-0407 | 千葉県香取市仁良1194番地7 | 教室屋根改修・アスベスト材除去 | 3,325,000 |
| NPO法人 扉 | 223-0052 | 神奈川県横浜市港北区綱島東5-8-24 | 災害時に施設利用をしている重症心身障害児・医療的ケア児の命を守るための発電機設置事業 | 315,000 |
| NPO法人 童謡、唱歌、世界民謡などを歌う・さくらの会 | 239-0827 | 神奈川県横須賀市久里浜台2丁目21番15号 | 高齢者に生の演奏を楽しんでもらうためのコンサート実施事業 | 450,000 |
| 公益財団法人 日本補助犬協会 | 241-0811 | 神奈川県横浜市旭区矢指町1954-1 | 補助犬訓練施設の老犬ホームの犬用トイレバリアフリー化のための改修事業 | 2,100,000 |
| NPO法人 日本点字普及協会 | 242-0015 | 神奈川県大和市下和田721 | 「中途視覚障害者に対する点字学習指導法研修会」実施事業 | 200,000 |
| NPO法人 みんなの街 | 408-0202 | 山梨県北杜市明野町上手小笠原3562 | 社会的弱者のための安心できる居場所及び社会復帰研修の場づくり事業 | 3,160,000 |
| 社会福祉法人 いのちの電話 | 102-0071 | 東京都千代田区富士見1-2-32 | 電話相談員の相談対応力スキルアップのための研修等事業 | 300,000 |
| NPO法人 PIECES | 113-0033 | 東京都文京区本郷3丁目40-10三翔ビル本郷4F | 子どもの孤立を予防するための市民支援者育成事業 | 3,744,000 |
| NPO法人 ことばの道案内 | 114-0023 | 東京都北区滝野川七丁目2番7-105号 | 「オリンピック・パラリンピックに向けた視覚しょうがい者の自立歩行のためのことばの地図制作事業」 | 1,200,000 |
| NPO法人 風の子会 | 125-0003 | 東京都葛飾区西水元五丁目11番3号 | 重度障がい者の自立と地域生活への移行を目指す本人と家族の支援事業IV | 500,000 |
| NPO法人 アトピッキー地球の子ネットワーク | 169-0075 | 東京都新宿区高田馬場1-34-12 竹内ローリエビル405 | 食物アレルギーの子も共に食べることができる子ども食堂ユニバーサルなご飯プロジェクト | 3,610,000 |
| NPO法人 日本点字技能師協会 | 169-8664 | 東京都新宿区西早稲田二丁目18番2号 日本盲人福祉センター内 | 点訳者のスキルアップと資格チャレンジのための研修会事業 | 500,000 |
| 一般社団法人 OSDよりそいネットワーク | 170-0002 | 東京都豊島区巣鴨3丁目4番2号 | 長期化高齢化するひきこもり者への居場所運営及びライフプラン提案の人材育成並びに8050問題の普及啓発事業 2年目 | 500,000 |
| 公益社団法人 日本てんかん協会 | 170-0005 | 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F | 「てんかん」の正しい知識の普及と啓発の為の活動：支部情報誌の発行と本部情報誌の配布広報。 | 500,000 |
| NPO法人 ぐーぐーらいぶ | 180-0013 | 東京都武蔵野市西久保2-3-12 | 乳幼児親子のための居場所と地域と繋がるきっかけをつくる「あかちゃん文庫」運営事業 | 5,000,000 |
| 社会福祉法人 あかね保育の会 | 181-0013 | 東京都三鷹市下連雀2-18-12 | 地域の「えんがわ」改修事業 | 3,500,000 |
| 社会福祉法人 梨世会 | 189-0011 | 東京都東村山市恩多町1-39-1 | 事務所利用者の外出支援の充実を目的とした送迎車両の配備事業 | 1,300,000 |
| 社会福祉法人 白百合会 | 190-0162 | 東京都あきる野市三内436-16 | ご入居者、職員及び地域住民に安心・安全な暮らしを提供するための車両配備整備事業 | 1,302,000 |
| NPO法人 グループゆう | 207-0015 | 東京都東大和市中央3丁目855番地の10中央ビル1階AD号室 | 障害のある子供たちの放課後活動（放課後等デイサービス）及び社会人の活動のための送迎用車両の更改事業 | 1,615,000 |
| NPO法人 長野県NPOセンター | 381-0034 | 長野県長野市大字高田1029-1 | 地域課題解決を目指すみんなのポータルサイト「ナガクル」充実・県内展開事業 | 490,000 |
| NPO法人 伊那芸術文化協会 | 396-0025 | 長野県伊那市荒井3500-1いなっせビル5F 団体事務室B | 高齢者福祉施設等の利用者のためのアート・デリバリー事業 | 500,000 |
| NPO法人 妙高支え合いネット | 944-0018 | 新潟県妙高市諏訪町1-3-26 | 虚弱高齢者の健康増進のため筋力トレーニングを中心とした機能訓練を行うスポーツ・サロンの運営事業 | 1,235,000 |
| 更生保護法人 新潟県保護会 | 951-8133 | 新潟県新潟市中央区川岸町3丁目17番地28 | 被保護者の自立更生及び再犯防止のための車両増備事業 | 1,200,000 |

| 配分団体 | | | 使途内容 | 配分額 (円) |
|-------------------------|----------|---------------------------------|--|------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| 社会福祉法人 つばめ福祉会 | 959-1263 | 新潟県燕市大曲2486番地 | 夢工場つばめで実施しているクリーニング事業の安定的な事業運営のための洗濯機・乾燥機の更新事業 | 3,000,000 |
| NPO法人 えがおプロジェクト | 930-0804 | 富山県富山市下新町16-24 | シングルマザーの子育てを支援するための修学支援事業 | 500,000 |
| 社会福祉法人 やちぐさ会 | 920-0827 | 石川県金沢市牧町チ71番地 | 積雪時における施設内の除雪や山林整備など施設利用者への提供サービス向上のための油圧ショベル購入事業 | 2,025,000 |
| 社会福祉法人 白山市社会福祉協議会 | 924-0865 | 石川県白山市倉光八丁目16番地1 | 白山市の地域福祉の推進を目的として活動を行う団体が使用する福祉バスの更新事業 | 1,900,000 |
| NPO法人 わ・く・ら | 410-0312 | 静岡県沼津市原239番地の2 | 生活介護事業所わくら利用者の送迎のための車両増備事業 | 1,200,000 |
| NPO法人 びくにつく | 418-0021 | 静岡県富士宮市杉田781番地の21 | 高齢者の為のフレイル予防・健康づくり講座開催事業 | 500,000 |
| NPO法人 フリースペース・うえるびー | 427-0111 | 静岡県島田市阪本797-5 | 重症心身障がい者である施設利用者送迎車両の配備 | 2,000,000 |
| NPO法人 すだち | 431-1404 | 静岡県浜松市北区三ヶ日町宇志696-11 | スロープ付き送迎車両の配備事業 | 2,057,000 |
| NPO法人 ひなたの物語り | 475-0871 | 愛知県半田市本町四丁目20番地 | 新型コロナウイルス等の感染症への対策の分散化のための事業所の新築事業 | 5,000,000 |
| NPO法人 らいふくらうど | 501-2535 | 岐阜県岐阜市石原1丁目93番地1 | 「放課後等デイサービス利用者の学校卒業後の活動場所の保障を目的とした改修事業」 | 3,630,000 |
| NPO法人 泉京・垂井 | 503-2124 | 岐阜県不破郡垂井町宮代1794番地の1 | 地域の多数な人々が集うための古民家のバリアフリー化 | 1,200,000 |
| 社会福祉法人 五常会 | 508-0111 | 岐阜県中津川市瀬戸1387番地の8 | デイサービス利用者様の安全に配慮した送迎車両の配備事業 | 2,200,000 |
| 社会福祉法人 ユートピア | 510-0821 | 三重県四日市市久保田二丁目12-8 | 在宅介護支援センターにおける、利用者への自宅訪問相談や緊急対応を行うための移動用車両事業 | 688,000 |
| NPO法人 社会的就労支援センター京都フラワー | 601-8433 | 京都府京都市南区西九条東柳ノ内町43番地 | 利用者さんが安全な環境で仕事をし、能率・給与アップを目指すベルトコンベヤ導入による機器拡充事業 | 1,600,000 |
| 公益財団法人 京都地域創造基金 | 602-0862 | 京都府上京区河原町通丸太町上る出水町284 | 公益活動団体の寄付獲得のための円滑な寄付ノウハウオープン事業 | 3,800,000 |
| NPO法人 京都フォーライフ | 613-0034 | 京都府久世郡久御山町佐山新開地194-1 | 定年退職者の就労支援サービス継続のための新規事業創設に係る機材購入事業 | 1,800,000 |
| 公益財団法人 関西盲導犬協会 | 621-0027 | 京都府亀岡市曾我部町犬飼未ヶ谷18-2 | 盲導犬に供するための訓練犬の輸送ストレス軽減のための訓練用車両の配備事業 | 1,000,000 |
| NPO法人 障害者放送通信機構 | 530-0044 | 大阪府大阪市北区東天満2丁目7番12号スターポート | 聴覚障害者の情報保障のために新型コロナウイルス感染症の最新情報を手話と字幕が付いた映像で発信する事業 | 3,000,000 |
| 社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 | 540-0006 | 大阪府大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂内 | 聴こえにくい子の聴力を測定する機器と測定室の新規設置事業 | 2,562,000 |
| 社会福祉法人 素王会 | 547-0023 | 大阪府大阪市平野区瓜破南1-1-18 | 障がい者のアート活動をオンライン化するための撮影スタジオ設置事業 | 3,600,000 |
| NPO法人 障がい者・高齢者市民後見STEP | 560-0082 | 大阪府豊中市新千里東町1-4-1 阪急千里中央ビル8階 | 障がい者や高齢者の成年後見制度利用促進のための法定後見申立て費用の支援事業 | 335,000 |
| NPO法人 大阪府民循環型社会推進機構 | 561-0875 | 大阪府豊中市長興寺北2-8-8-305 | 高齢者の地域での自立生活のためのフレイル予防講習及び社会参加を促す自助・互助を可能とする人材養成事業 | 500,000 |
| 社会福祉法人 みすず福祉会 | 573-0003 | 大阪府枚方市出屋敷西町二丁目1番1号 | 特別養護老人ホームしらかばホールの業務用洗濯機・乾燥機の更新事業 | 2,017,000 |
| NPO法人 たゆらぎ | 573-0085 | 大阪府枚方市香里園東之町15-52 | 支援される側から支え合う為の若者の居場所と障害者の居場所とのコラボ事業 | 2,250,000 |
| NPO法人 COLORS | 584-0073 | 大阪府富田林市寺池台5-18-16 | 発達障害の子の保護者向けペアレント・トレーニングの実施及び無料相談業務(サロン)の実施 | 270,000 |
| 社会福祉法人 どんまい | 597-0095 | 大阪府貝塚市港52-1 | 重度障害者の送迎地域・ルート拡大のための車両整備事業 | 1,350,000 |
| 社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 | 618-0022 | 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 島本町ふれあいセンター内 | 視覚障害者に資料を提供するための点訳作業機器拡充事業 | 1,466,000 |
| NPO法人 ネクスト | 677-0105 | 兵庫県多可郡多可町八千代区下村69-1 | ネクスト八千代工場の水銀灯をLED照明に変更し「福祉事業の充実と環境への配慮」に取り組む事業 | 2,600,000 |

| 配分団体 | | 住所 | 使途内容 | 配分額 (円) |
|----------------------|----------|--------------------------|--|------------|
| 名称 | | | | |
| NPO法人 みんなの集落研究所 | 700-0822 | 岡山県岡山市北区表町1-4-64 上之町ビル3階 | 中山間地域の景観と営みを形成する土地建物を次世代に継ぐためのコンソーシアム設立事業 | 2,355,000 |
| 社会福祉法人 和福祉会 | 701-0103 | 岡山県倉敷市西尾11番地1 | 特別養護老人ホームと併設事業所のご利用者の送迎等を支援するための福祉車両整備事業 | 1,170,000 |
| 一般社団法人 日本看取り士会 | 701-1152 | 岡山県岡山市北区津高634-10 | 尊厳ある最期を叶えるための「第8回 日本の看取りを考える全国フォーラム」事業 | 500,000 |
| NPO法人 おかやま多機能サポートネット | 714-0096 | 岡山県笠岡市九番町1-22 | 「高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業」 | 400,000 |
| NPO法人 サポートイルカ | 683-0026 | 鳥取県米子市新山1番地 | コロナによる利用者工賃への影響対応事業 | 4,500,000 |
| NPO法人 日本寧夏友好交流協会 | 690-0012 | 島根県松江市古志原6-10-53 | 中国寧夏回族自治区からの介護人材確保事業 | 475,000 |
| 社会福祉法人 銀の鳩 | 694-0064 | 島根県大田市大田町大田イ674-16 | 運動機会の少ない障がい者の健康維持と運動へのきっかけづくりのための運動機器の整備事業 | 4,250,000 |
| NPO法人 あじさい | 698-0021 | 島根県益田市幸町2番39号 | 介護施設職員の介護等に関する記録作業軽減のための機器導入 | 500,000 |
| NPO法人 咲良の会 | 730-0011 | 広島県広島市中区基町19-2-460 | 超高齢化限界コミュニティにおける防災・見守り・看取りとナラティブケアのための互助組織づくりモデル事業 | 1,710,000 |
| 社会福祉法人 あゆみ会 | 731-4229 | 広島県安芸郡熊野町平谷5-260-1 | 障害者活動センターあゆみの利用者のための外出、販売活動、送迎のための車両更改事業 | 1,430,000 |
| NPO法人 よもぎのアトリエ | 739-1742 | 広島県広島市安佐北区亀崎4丁目12番1号 | A型にもB型にも居場所の無い精神障害者のための「スーパーB型作業所モデル」をつくるチャレンジ事業 | 500,000 |
| 社会福祉法人 さくらの丘 | 751-0826 | 山口県下関市後田町5丁目33番8号 | 生活介護事業の新規開設に伴う、利用者送迎・施設外活動に供する車両の新規購入事業 | 1,359,000 |
| NPO法人 ハローフレンズ | 758-0025 | 山口県萩市土原520-2 | 作業効率の向上を目的とした作業用車両の配備事業 | 950,000 |
| 社会福祉法人 洋々会 | 761-0013 | 香川県高松市庵治町4151-7 | 住み慣れた庵治町で楽しみや生きがいを持って生活を送れるように地域共生社会実現を目指す事業 | 852,000 |
| 更生保護法人 讃岐修育会 | 763-0091 | 香川県丸亀市川西町北1657番地 | 被保護者用自転車の新規整備事業 | 70,000 |
| NPO法人 吉野川に生きる会 | 776-0013 | 徳島県吉野川市鴨島町上下島81-6 | 高齢者の健康生きがいづくりと、次代の子に文化と自然環境が学べる事業 | 500,000 |
| 社会福祉法人 西条市水見福祉協会 | 793-0072 | 愛媛県西条市水見乙1989番地1 | 利用者が使用できるトイレへの改修事業 | 1,781,000 |
| NPO法人 浜の会 | 796-0003 | 愛媛県八幡浜市大平1番耕地759番地2 | 障がい者の工賃アップのための作業場所の確保並びにコロナウイルス感染症の予防策 | 1,146,000 |
| 社会福祉法人 伊方福祉会 | 796-0421 | 愛媛県西宇和郡伊方町九町6番耕地840番地の1 | 障がい福祉サービス事業所の利用者の工賃向上のための清掃作業専用車両配備事業 | 975,000 |
| 社会福祉法人 浦戸福祉会 | 781-0262 | 高知県高知市浦戸528-1 | 子どもたちが「生きる力を育みながら楽しく成長するための」保育園庭改修事業 | 4,500,000 |
| 社会福祉法人 恵康会 | 800-0044 | 福岡県北九州市門司区上藤松3丁目2-1 | 特別養護老人ホーム、ショートステイ、グループホームのご利用者の安全確保のための車両購入事業 | 570,000 |
| NPO法人 北九州市レクリエーション協会 | 802-0066 | 福岡県北九州市小倉北区三萩野3丁目3-1 | 高齢者の健康促進のためと生き甲斐づくりのためのニュースポーツ教室（ニュースポーツマスター資格取得付） | 1,300,000 |
| 社会福祉法人 サンヒルズふくち会 | 822-1212 | 福岡県田川郡福智町弁城3081-1 | 高齢者のニーズ充足のための多目的空間整備事業 | 3,060,000 |
| 社会福祉法人 三川福祉会 | 836-0065 | 福岡県大牟田市三川町二丁目3番地 | 非常災害・園外保育などの園児送迎車両の更改事業 | 1,700,000 |
| 一般社団法人 大牟田未来共創センター | 836-0843 | 福岡県大牟田市不知火町1-4-2 | 市営住宅が真に住宅セーフティネットとして機能するための相談支援・生活支援事業 | 3,136,000 |
| NPO法人 ファーマーズきんかい | 851-3102 | 長崎県長崎市琴海村松町319番地 | 「共同生活援助事業」～家族の高齢化による生活支援への将来不安と遠距離による就労断念に対する対策事業～ | 3,569,000 |
| 社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会 | 859-5121 | 長崎県平戸市岩の上町1466番地 | Withコロナおでかけと宅配で元気印事業（車両配備） | 900,000 |
| 社会福祉法人 愛和会 | 859-5513 | 長崎県平戸市辻町178 | デイサービス利用者を安全に送迎するための車両購入事業 | 943,000 |

| 配分団体 | | | 使途内容 | 配分額 (円) |
|---------------------|----------|-------------------------|--|------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| 社会福祉法人 たけのこ | 874-0016 | 大分県別府市大字野田1023番地の5 | 指定サービス事業所アルパハウスたけのこの送迎車両の改修事業 | 2,321,000 |
| 社会福祉法人 みりり会 | 874-0907 | 大分県別府市幸町1-21 | 「就労業種及び受注業者の拡大と送迎の安全性を目的とした商用車両の配備事業」 | 850,000 |
| 社会福祉法人 豊友会 | 879-2461 | 大分県津久見市大字上青江3549番地 | 施設の雨漏り防止のための改修事業 | 4,500,000 |
| 社会福祉法人 信愛会 | 880-2221 | 宮崎県宮崎市高岡町内山2407番地3 | 特別養護老人ホームにおける重度の要介護利用者のための特殊浴槽の整備事業 | 5,000,000 |
| NPO法人 心音 | 891-9111 | 鹿児島県大島郡和泊町手々知名568番地 | 島における不登校児・発達障害児の早期発見と療育・学習の総合的多様な支援地域連携事業 | 4,095,000 |
| NPO法人 かがしまNPO支援センター | 892-0838 | 鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番公社ビル215号 | 「農福連携」の取組を支援・拡大することにより、障害者就労支援作業所の工賃アップを図る事業 | 3,500,000 |
| NPO法人 栄光 | 894-0046 | 鹿児島県奄美市名瀬小宿1700-1 | 「車イス利用者の受診、外出のための車両配備事業」 | 1,350,000 |
| 社会福祉法人 ウイズ福祉会 | 895-1401 | 鹿児島県薩摩川内市入来町副田6542番地1 | 施設利用者の工賃アップを目的とした施設外農園への利用者移動及び配達用車両の配備事業 | 1,800,000 |
| NPO法人 恵夢会 | 899-2705 | 鹿児島県鹿児島市直木町4807-1 | 利用者の工賃アップの為にキッチンカー導入事業 | 1,000,000 |

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(4団体 13,143,000円)

| 配分団体 | | | 使途内容 | 配分額 (円) |
|-------------------|----------|--------------------------------|--|------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| NPO法人 吉里吉里国 | 028-1101 | 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目404-44 | 大槌の地域復興のための森林の再生と人材の育成事業 | 5,000,000 |
| NPO法人 火山防災推進機構 | 160-0023 | 東京都新宿区西新宿7-18-18 新宿税理士ビル本館405号 | 外国人材のための防災教育事業(防災意識の向上と受け入れ側の責務) | 3,630,000 |
| 一般社団法人 九州防災パートナーズ | 802-0833 | 福岡県北九州市小倉南区上石田4-12-3 | 災害時の安全な車中泊避難のためのマニュアル策定事業 | 2,493,000 |
| 社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会 | 878-0011 | 大分県竹田市大字会々1650 | 災害による被災した住民の為に、災害ボランティアセンター体制強化及び災害復興支援の為に人材育成事業 | 2,020,000 |

③文化財の保護を行う事業(1団体 1,700,000円)

| 配分団体 | | | 使途内容 | 配分額 (円) |
|-------------------------|----------|-----------------------|--|------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| NPO法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ | 836-0841 | 福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3階 | 三池炭鉱(世界文化遺産)で使役された日本在来馬の調査・啓発と地域資源の掘り起こし活動 | 1,700,000 |

④青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(24団体 20,929,000円)

| 配分団体 | | | 使途内容 | 配分額 (円) |
|--------------------------|----------|------------------------------|--|------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| NPO法人 寺子屋こどもの未来 | 053-0033 | 北海道苫小牧市木場町2-5-4 | あらゆる既存インフラを活用した子どもの居場所拡大事業とそれを通じた子育て世代スタッフ育成事業 | 1,530,000 |
| NPO法人 ウェブストーリー | 963-8017 | 福島県郡山市長者1-7-17 さくらビル302-1号室 | 家庭環境により不利な立場にある子どもを対象としたオンライン学習の場の提供と学習サポーター養成講座開催事業 | 1,995,000 |
| NPO法人 チャイルドラインとちぎ | 320-0837 | 栃木県宇都宮市弥生1-6-3 | 子どものSOSに答える受け手ボランティアの育成と地域社会への啓発 | 500,000 |
| NPO法人 子どもっとまつど | 271-0051 | 千葉県松戸市馬橋2855番地マンションニュー松戸407号 | 主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業 | 400,000 |
| NPO法人 ムーミンの会 | 220-0055 | 神奈川県横浜市西区浜松町10-10 なかまの社 | ムーミンの会なかま食堂事業 | 500,000 |
| NPO法人 ドットジェイビー | 102-0083 | 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオフィス304 | 青少年の「考え発信・行動する力」の養成および社会参画促進のための「未来自治体全国大会」事業 | 4,500,000 |
| NPO法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン | 157-0062 | 東京都世田谷区南烏山6-6-5 3F | SDGsを理解し、アクションを起こすためのオンライン・対面出前授業実施、無料補助学習教材作成 | 2,000,000 |
| NPO法人 市民共同学習プロジェクト子どもひろば | 208-0002 | 東京都武蔵村山市神明2-38-18 | 不審者の犯罪被害から子どもを守るための安全講習事業 | 350,000 |
| NPO法人 石窯スマイル研究会 | 390-0804 | 長野県松本市横田4-1-1 | 石窯を活用して青少年の健全育成を図る為の活動事業(主として小中高生を対象とする) | 346,000 |

| 配分団体 | | 住所 | 使途内容 | 配分類 (円) |
|-------------------------|----------|-------------------------------|--|------------|
| 名称 | | | | |
| NPO法人 信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ | 390-0861 | 長野県松本市大村1082-4 | 安全なファミリー登山を広め、子どもの健全成長と安全登山の普及を目指す事業 | 500,000 |
| 公益財団法人 金沢子ども科学財団 | 920-0865 | 石川県金沢市長町3丁目3番3号 | 子ども科学者育成事業—科学研究の実験を通じた未来の科学者の育成— | 400,000 |
| NPO法人 ふくい科学学園 | 910-0804 | 福井県福井市高木中央2丁目3701-9 | 中山間地における自然環境を生かした青少年のための科学教育推進プロジェクト | 500,000 |
| NPO法人 子育て・子育て支援NPOたんぼぼ | 457-0863 | 愛知県名古屋南区豊4-10-6 堀田サンハイツA-512 | 子どもの"自尊心"と"主体性"を育むための講座 | 300,000 |
| NPO法人 健康推進プラネット | 458-0831 | 愛知県名古屋市緑区鳴海町字向田95 リベスタ鳴海1203 | 障がいを抱える子どもたちの学校における環境づくりのための健康システムコーディネーター養成事業 | 500,000 |
| NPO法人 仕事工房ポポロ | 502-0812 | 岐阜県岐阜市八代3丁目27-8 | ひきこもり状態で社会とのつながりを見いだせない子ども・若者のための居場所づくりと手紙での交流事業 | 500,000 |
| NPO法人 三重県防犯設備協会 | 514-0131 | 三重県津市あかつ台四丁目7番地7 | 不審者の犯罪被害から子どもを守るための調査及び安全講習事業 | 500,000 |
| NPO法人 くらしネット21 | 603-8227 | 京都府京都市北区紫野北舟岡町44-3 | 「地域とヒロシマを結ぶ～子どもたちに引継ぎたい反戦平和学習～」 | 990,000 |
| NPO法人 すいた体験活動クラブ | 565-0854 | 大阪府吹田市桃山台2-3-10-402 | 児童たちが校庭で「サツマイモ」と「ジャガイモ」を栽培する学習支援事業 | 500,000 |
| 一般社団法人 タウンスペースWAKWAK | 569-0814 | 大阪府高槻市富田町2-13-8 ハイツ白菊1F | 障がいのあるないを超えてつながるアート事業 | 408,000 |
| NPO法人 子どもNPOはらっば | 599-0202 | 大阪府阪南市下出477-5 子どもセンター(ふれ愛ホーム) | 子どもとおとなは未来をつくるパートナー「子どもの権利」を学ぶ事業 | 800,000 |
| NPO法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構 | 791-1136 | 愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター内 | 青少年の健全育成を支える地域教育再構築事業 | 500,000 |
| NPO法人 福岡教育サポート | 816-0863 | 福岡県春日市須玖南8-54-2-202 | 貧困世帯の子どもたちの学力と進路を保障するための学習支援事業 | 500,000 |
| NPO法人 ちぼりーの | 864-0163 | 熊本県荒尾市野原字西原88番地 | 障がい児のための過ごしやすい環境・保護者支援のための相談室の改修費用 | 1,500,000 |
| NPO法人 ネットポリス鹿児島 | 892-0862 | 鹿児島県鹿児島市坂元町7番74号 | 青少年が正しくスマートフォン等を利活用できる環境づくりのための指導者養成講座 | 410,000 |

⑤健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(2団体 1,538,000円)

| 配分団体 | | 住所 | 使途内容 | 配分類 (円) |
|-------------------|----------|-------------------|-----------------------------------|------------|
| 名称 | | | | |
| 一般社団法人 日本部活指導研究協会 | 174-0064 | 東京都板橋区中台3-27-C607 | 部活動指導員育成のための検定・研修事業 | 1,038,000 |
| 一般社団法人 ルートプラス | 811-3209 | 福岡県福津市日蒔野4丁目8-14 | 子どもの"できた!"を引き出す多種目運動・スポーツ体験プロジェクト | 500,000 |

⑥開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業(2団体 2,130,000円)

| 配分団体 | | 住所 | 使途内容 | 配分類 (円) |
|---------------------|----------|-------------------------|--|------------|
| 名称 | | | | |
| NPO法人 アクティブボランティア21 | 790-0951 | 愛媛県松山市天山二丁目3番27号 | 外国人介護技能実習生を対象に、日本語能力向上とわが国の文化・歴史学習のための書籍整備事業 | 408,000 |
| 一般社団法人 こがみらい | 811-3101 | 福岡県古賀市天神1-12-25 くまやビル1F | 外国人技能実習生の日本での生活環境向上のための事業 | 1,722,000 |

⑦地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(2団体 2,466,000円)

| 配分団体 | | 住所 | 使途内容 | 配分類 (円) |
|---------------------|----------|------------------|--|------------|
| 名称 | | | | |
| NPO法人 セブン・ジェネレーションズ | 112-0001 | 東京都文京区白山5丁目31-26 | 市民による環境問題・社会問題への取り組みを促進する啓発・学習のためのオンラインコース構築事業 | 1,600,000 |
| 公益社団法人 生態系トラスト協会 | 786-0301 | 高知県高岡郡四万十町大正31-1 | トラストで取得した森林の間伐・植樹等に活用することを目的とした作業用車両の更改事業 | 866,000 |

(2) 特別枠助成 (24団体 69,011,000円)

①東日本大震災、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号および令和2年7月豪雨の被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業(11団体 35,128,000円)

| 配分団体 | | 住所 | 使途内容 | 配分額 (円) |
|-----------------------------|----------|----------------------------------|--|------------|
| 名称 | | | | |
| NPO法人 みちのくトレイルクラブ | 981-1232 | 宮城県名取市大手町5-6-1 名取市市民活動支援センター内 | 東北の復興を支え、震災の記憶を語り継ぐ、みちのく潮風トレイル 全線スタンプラリー(仮称)企画実施事業 | 5,000,000 |
| NPO法人 仙台夜まわりグループ | 983-0044 | 宮城県仙台市宮城野区宮千代2丁目10番12号 | 仙台及び宮城、東北の被災者を含む生活困窮者の生活取り戻しのための対面相談、アウトリーチおよび伴走事業 | 2,000,000 |
| NPO法人 高橋園 | 986-0822 | 宮城県石巻市中央三丁目1番32号 | 非常災害時の重度障害者救助・避難手段確保と被災地におけるコミュニティ形成のための福祉車両新規配備事業 | 3,840,000 |
| NPO法人 亙理いちごっこ | 989-2351 | 宮城県亙理郡亙理町字南町東10-1 | 宮城県南域被災住民のための『食サポート』及び『生活サポート』『こどもサポート』『聞き書き事業の普及』事業 | 4,500,000 |
| NPO法人 しんせい | 963-8022 | 福島県郡山市西の内1丁目25-2 | 避難生活が続く障害者の仕事をつくり復興事業からの自立を目指す活動 | 1,700,000 |
| NPO法人 会津地域連携センター | 965-0035 | 福島県会津若松市馬場町1-20-2F | 会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業 | 2,550,000 |
| 社会福祉法人 いわき福音協会 | 970-8001 | 福島県いわき市平下平窪字熊ヶ平6 | 施設入所者の福祉車両不足のための車両補充事業 | 2,000,000 |
| NPO法人 全日本企業福祉協会 | 215-0005 | 神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘8-11-14 | 不登校児童を持つ家庭の集いの場を通じた相談・居場所づくり事業 | 2,385,000 |
| NPO法人 姫路発中高生のための東日本災害ボランティア | 670-0964 | 兵庫県姫路市豊沢町113 | 震災復興途上に発生したコロナ禍での伝統芸能継続のための公演手法 | 3,080,000 |
| 社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会 | 807-0025 | 福岡県遠賀郡水巻町頃末南3丁目11番1号いきいきほーる2階 | 町内の7つの社会福祉法人の共同事業として、災害停電時に地域住民のスマホ充電などの拠点として施設開放するための事業 | 3,627,000 |
| 一般社団法人 Guts | 868-0008 | 熊本県人吉市中青井町292-4 | 障害者がいきいきと輝いて就労できるためのキッチンカーを活用した環境づくり再生事業 | 4,446,000 |

②新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を目的とする事業(13団体 33,883,000円)

| 配分団体 | | 住所 | 使途内容 | 配分額 (円) |
|-------------------------|----------|-------------------------|---|------------|
| 名称 | | | | |
| 社会福祉法人 後志報恩会 | 048-2335 | 北海道余市郡仁木町銀山2丁目134番地 | 銀山学園の利用者等の小型送迎車輻輳導入事業(新型コロナウイルス対策感染症の予防・拡大防止) | 1,440,000 |
| 社会福祉法人 水交会 | 014-1413 | 秋田県大仙市角間川町字町頭98番地 | 生活介護事業所利用の在宅障がい者が健康的にかつ快適に、作業や趣味活動ができる事業 | 2,000,000 |
| 一般財団法人 桜樹会 | 960-8133 | 福島県福島市桜木町1-27 | 福島県内の中高年の為の運動器機能向上事業 | 2,272,000 |
| NPO法人 スマイルクラブ | 277-0858 | 千葉県柏市豊上町23-29 | コロナ感染予防のための新しい生活様式対応型「高齢者健康スポーツオンライン動画配信プロジェクト」事業 | 4,500,000 |
| 社会福祉法人 豊珠会 | 277-0862 | 千葉県柏市篠籠田1390番地 | 八幡苑 高度清浄加湿装置導入事業 | 4,703,000 |
| NPO法人 NPO子どものまち | 285-0843 | 千葉県佐倉市中志津4丁目1番7号 | 新型コロナ感染症予防対策による利用者が安心して活動するための1階改修事業 | 1,900,000 |
| NPO法人 フードバンク山梨 | 400-0214 | 山梨県南アルプス市百々3697-2 | 自治体・学校と連携しコロナ禍で困窮する子ども・乳幼児がいる世帯に食料支援する事業 | 5,000,000 |
| 公益財団法人 ライフ・エクステンション研究所 | 110-8645 | 東京都台東区上野2丁目23番16号 | 新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止のための探察室内における陽性者専用トイレの設置事業 | 2,474,000 |
| 公益財団法人 ボイスカウト日本連盟 | 167-0022 | 東京都杉並区下井草4-4-3 | 「教育計画の策定及び運営の為に会議室、事務室用新型コロナウイルス飛沫防止パーテーションの配備」 | 500,000 |
| 社会福祉法人 新潟南福祉会 | 959-0514 | 新潟県新潟市西蒲区称名825番地 | 特別養護老人ホーム黒崎の里・デイサービスセンター黒崎の里のご利用者を送迎するための車両整備事業 | 1,020,000 |
| 一般社団法人 インターナショナルハウスふじやま | 411-0031 | 静岡県三島市幸原町2-5-9 | 放課後等デイサービスに通う児童・生徒のためのコロナ禍における送迎事業 | 2,530,000 |
| NPO法人 レスキューストックヤード | 461-0001 | 愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2階 | 多様なセクター間のマッチングにより社会的弱者に対する支援を充実させるためのネットワーク強化事業 | 2,844,000 |
| NPO法人 Vネット | 506-0004 | 岐阜県高山市桐生町2丁目315番地7 | 岐阜県飛騨地域障がい福祉事業所新型コロナウイルス感染対策事業 | 2,700,000 |

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の用途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の用途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

15,711,095円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

4,070,629円

(3) 合計

19,781,724円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

令和3年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の 配分団体等の認可について

総 務 省

第1 制度概要

1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができることとされている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①社会福祉の増進②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止⑥文化財の保護⑦青少年の健全な育成のための社会教育⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。） |
|---|

会社は、同法第7条第1項、第3項及び第4項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

2 総務大臣の認可

会社は、お年玉法第7条第5項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

3 審議会への諮問等

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

【参考】お年玉付郵便葉書等に関する法律（抜粋）

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一～十 （前記①～⑩と同じ）

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一 寄附目的

二 発行の数

三 販売期間

四 付加される寄附金の額

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

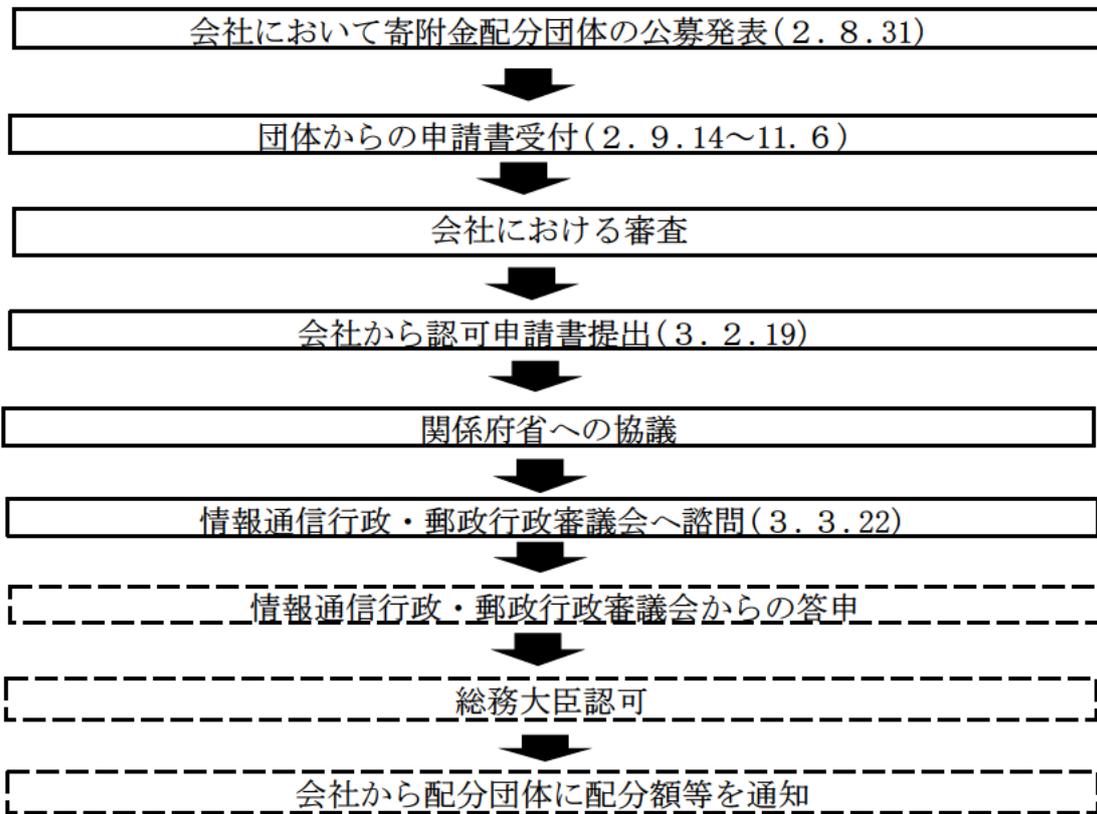
4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

【参考】寄附金配分までの流れ



第2 日本郵便株式会社における寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨の被災者救助・予防（復興）並びに新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を目的とする事業を行う場合にあつては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

(2) 申請金額（上限）

原則、1件500万円。なお、申請は1団体1件のみ。

2 審査方法

(1) 形式審査

申請団体が団体要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

ア 審査項目

【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

【定量的条件の配慮】

- ・年賀寄附金申請額がより小さい方を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い方を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい方を優先

イ 審査手順

申請1件当たり2名の審査委員が、上記アの「申請事業に期待する4項目」を評価し、得点を算出。同点数の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2名の審査委員は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

第3 日本郵便株式会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

177団体、310,539,000円

個々の配分団体・配分金の金額はP5～のとおり。

【参考1】令和3年の寄附金額

| | 販売枚数（枚） | 寄附金額（円） |
|-------------------------|------------|-------------|
| 寄附金付年賀葉書 （63円＋寄附金5円） | 49,997,794 | 249,988,970 |
| 寄附金付年賀切手 （63円＋寄附金3円） | 6,466,171 | 19,398,513 |
| 寄附金付年賀切手 （84円＋寄附金3円） | 662,609 | 1,987,827 |
| 合計 | 57,126,574 | 271,375,310 |

【参考2】配分原資と配分金

| | |
|---------------------------------------|--------------|
| 寄附金額① | 271,375,310円 |
| 前年からの繰越金②（配分金の辞退や事業終了に伴う余った配分金の返納等） | 60,159,969円 |
| 配分費用③（会社において要した費用（事例集の作成や審査委員会の人件費等）） | 19,781,724円 |
| 配分原資④（①＋②－③） | 311,753,555円 |
| 配分金⑤（今回会社において配分決定をした配分金） | 310,539,000円 |
| 繰越金（④－⑤） | 1,214,555円 |

【参考3】事業別配分状況

| 事業\項目 | 令和2年用 | | 令和3年用（案） | |
|--|-------|--------|----------|--------|
| | 件数 | 金額（万円） | 件数 | 金額（万円） |
| 1号事業（社会福祉増進） | 112 | 19,702 | 127 | 22,636 |
| （内数）新型コロナ | - | - | 9 | 2,674 |
| 2号事業（非常災害救助・予防） | 17 | 3,724 | 15 | 4,827 |
| （内数）東日本大震災、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨 | 10 | 3,096 | 11 | 3,513 |
| 3号事業（特殊疾病治療・予防） | 1 | 241 | 1 | 247 |
| （内数）新型コロナ | - | - | 1 | 247 |
| 4号事業（原爆治療・援助） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5号事業（交通事故・水難） | 1 | 150 | 0 | 0 |
| 6号事業（文化財保護） | 3 | 868 | 1 | 170 |
| 7号事業（青少年健全育成） | 23 | 2,223 | 26 | 2,333 |
| （内数）新型コロナ | - | - | 2 | 240 |
| 8号事業（健康保持増進） | 4 | 264 | 3 | 381 |
| （内数）新型コロナ | - | - | 1 | 227 |
| 9号事業（海外留学生援護） | 3 | 620 | 2 | 213 |
| 10号事業（地球環境保全） | 5 | 1,852 | 2 | 247 |
| 計 | 169 | 29,643 | 177 | 31,054 |

【参考 4】 団体からの申請と採択状況

| 団体からの申請 | | 会社の配分(案) | | 採択率 | |
|---------|-----------|----------|----------|---------|---------|
| 件数 | 金額(万円) | 件数 | 金額(万円) | 件数 | 金額 |
| 504 | 121,159 | 177 | 31,054 | 35.1% | 25.6% |
| (643) | (161,495) | (169) | (29,643) | (26.3%) | (18.4%) |

(括弧内は前年)

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果

お年玉法第7条第5項の規定に基づき、会社から認可申請のあった、「2021年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|---|------|--|
| <p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）</p> | 適 | <p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること ・左記イの費用として、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること <p>から妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用 （イ）金額 15,711,095円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 4,070,629円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、27,658,360円だが、ここではお年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額271,375,310円の100分の1.5に相当する額：4,070,629円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p> |
| <p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 （お年玉法第7条第3項関係）</p> | 適 | <p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「形式審査」として、申請団体が団体要件を満たしていること等を審査していること ・「配分審査」として、申請1件 |

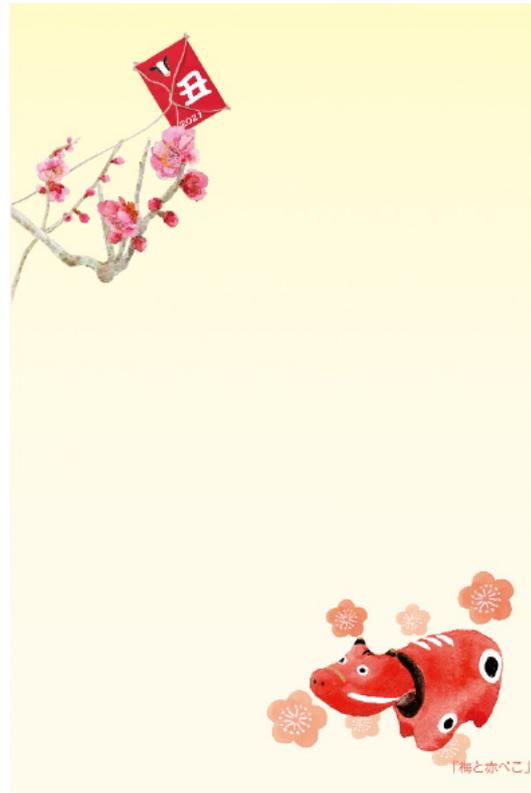
| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|---|------|--|
| | | <p>当たり2名の審査委員（有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性等）を審査し、得点を算出するなどして優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していることから、その審査内容は適正であると言え、妥当であると認められる。</p> |
| <p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 （お年玉法第7条第4項関係）</p> | 適 | <p>会社から配分団体に宛てられる「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p> |
| <p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 （お年玉法第7条第4項関係）</p> | 適 | <p>会社から配分団体に宛てられる「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p> |

参考資料

1 令和3年用寄附金付郵便葉書等

【寄附金付年賀葉書（63円+寄附金5円）】

■意匠：宛名面「俵牛」、通信面「梅と赤べこ」



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（63円+寄附金3円）】

■意匠：牛と宝袋

【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（84円+寄附金3円）】

■意匠：牛と米俵

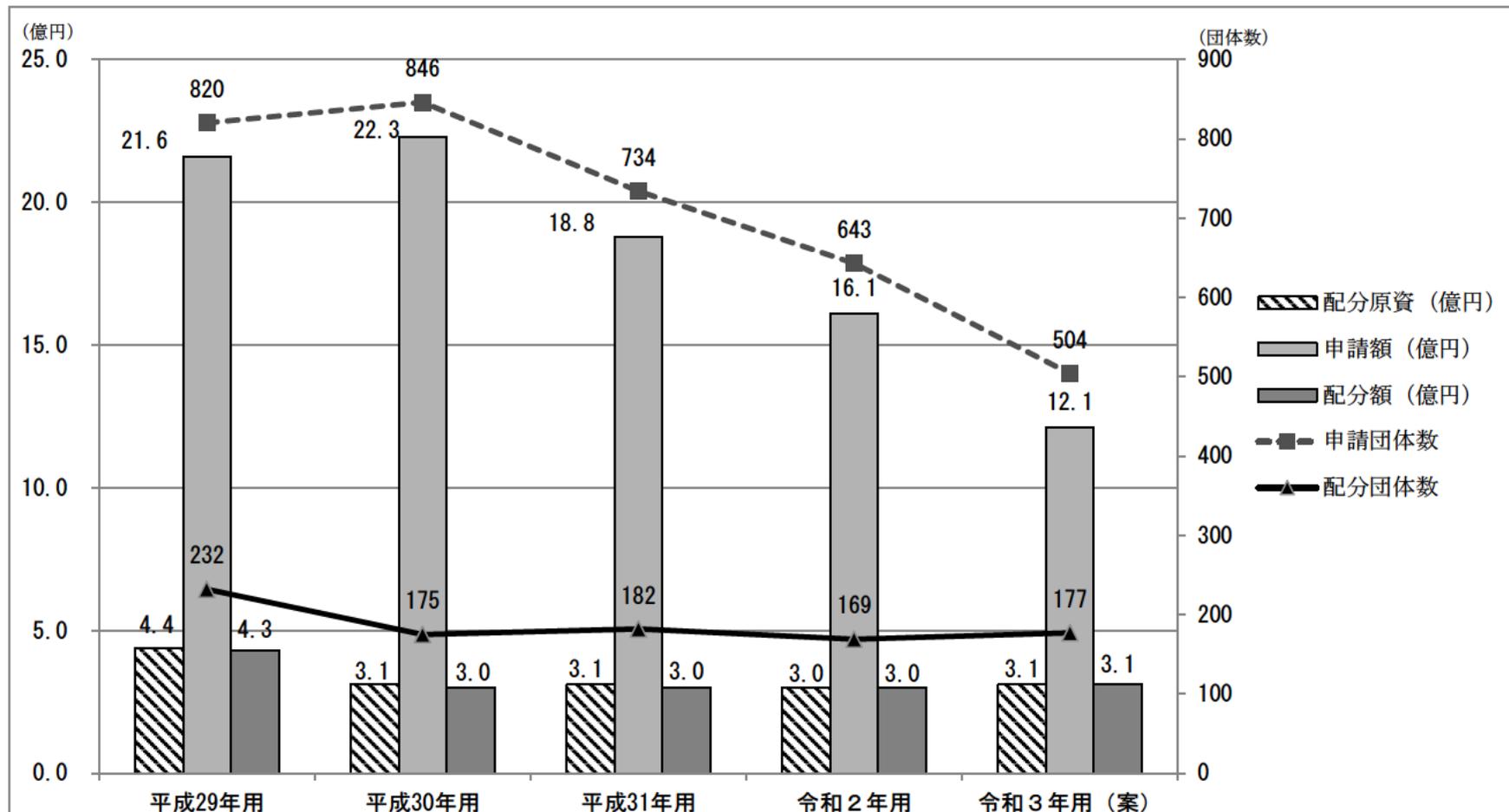
2 日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員 年賀寄附金審査委員（令和3年1月現在）

| | 氏名 | 主要現職等 |
|-----|---------------------|--------------------------|
| 委員長 | たなか ひろし 田中 皓 | 公益財団法人助成財団センター 代表理事・専務理事 |
| 委員 | あさの さちこ 浅野 幸子 | 減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表 |
| | くにまつ ひでき 國松 秀樹 | 元財団法人キリン福祉財団 常務理事 |
| | こにし あつし 小西 敦 | 静岡県立大学経営情報学部 教授 |
| | しんかい ようこ 新海 洋子 | 一般社団法人SDGsコミュニティ 代表理事 |
| | たかはし ようこ 高橋 陽子 | 公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長 |
| | たかみや よういち 高宮 洋一 | 公益財団法人統計情報研究開発センター 理事 |
| | のむら よしひと 野村 義人 | 公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事 |
| | はせがわ まさこ 長谷川 雅子 | 一般財団法人CSOネットワーク 事務局次長 |
| | はっとり あつこ 服部 篤子 | 一般社団法人DSIA 代表理事 |
| | みずたに えり 水谷 衣里 | 株式会社風とつばさ 代表取締役 |
| | もぎ よしきぶろう 茂木 義三郎 | 元公益財団法人三菱財団 常務理事 |
| | やまうち なおと 山内 直人 | 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授 |

年賀寄附金評価委員（令和3年1月現在）

| | 氏名 | 主要現職等 |
|-----|--------------------|------------------------------------|
| 委員長 | かわきた ひでと 川北 秀人 | IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表者 (CEO) |
| 委員 | おくやま ちづこ 奥山 千鶴子 | NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長 |
| | さの わたる 佐野 亘 | 京都大学大学院地球環境学堂人間・環境学研究科 教授 |
| | なじま かずひさ 南島 和久 | 新潟大学法学部 教授 |
| | やまが まさこ 山賀 昌子 | NPO法人まちづくり学校 理事 |

3 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況



* 「東京2020大会 [寄附金付] 年賀はがき」を除く。

4 日本郵便株式会社の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

| 事業\項目 | 平成29年用 | | 平成30年用 | | 平成31年用 | | 令和2年用 | | 令和3年用(案) | |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|----------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 1号事業(社会福祉増進) | 150 | 24,869 | 112 | 17,618 | 112 | 19,867 | 112 | 19,702 | 127 | 22,636 |
| (内数) 新型コロナ*2 | - | - | - | - | - | - | - | - | 9 | 2,674 |
| 2号事業(非常災害救助・予防) | 38 | 11,095 | 25 | 6,636 | 17 | 5,347 | 17 | 3,724 | 15 | 4,827 |
| (内数) 東日本大震災、平成30年7月豪雨災害*1、令和元年台風19号*2及び令和2年7月豪雨*2 | 33 | 10,248 | 21 | 5,763 | 10 | 4,663 | 10 | 3,096 | 11 | 3,513 |
| 3号事業(特殊疾病治療・予防) | 2 | 655 | 2 | 750 | 1 | 995 | 1 | 241 | 1 | 247 |
| (内数) 新型コロナ | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 247 |
| 4号事業(原爆治療・援助) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5号事業(交通事故・水難) | 2 | 68 | 2 | 336 | 1 | 0 | 1 | 150 | 0 | 0 |
| 6号事業(文化財保護) | 0 | 0 | 1 | 45 | 3 | 450 | 3 | 868 | 1 | 170 |
| 7号事業(青少年健全育成) | 29 | 4,553 | 28 | 3,521 | 23 | 2,549 | 23 | 2,223 | 26 | 2,333 |
| (内数) 新型コロナ | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | 240 |
| 8号事業(健康保持増進) | 1 | 50 | 1 | 36 | 4 | 145 | 4 | 264 | 3 | 381 |
| (内数) 新型コロナ | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 227 |
| 9号事業(海外留学生援護) | 0 | 0 | 1 | 336 | 3 | 0 | 3 | 620 | 2 | 213 |
| 10号事業(地球環境保全) | 10 | 2,133 | 3 | 791 | 5 | 400 | 5 | 1,852 | 2 | 247 |
| 計*3 | 232 | 43,421 | 175 | 30,070 | 169 | 29,753 | 169 | 29,643 | 177 | 31,054 |

*1：平成31年用配分より公募開始

*2：令和3年用配分より公募開始

*3：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

5 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

(寄附の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令(昭和33年政令第279号)

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社(以下「会社」という。)は、お年玉付郵便葉書等に関する法律(以下「法」という。)第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。